

板橋キャンパス跡地等における障がい者施設の整備について

板橋キャンパス跡地（栄町 35 番 2 号）における障がい者施設の整備については、令和5年3月の事業所開設に向けて進めてきた当初の計画が見直されることとなり、これまで、新たな整備計画の策定に向けた検討を進めてきた。

今般、障がい者団体からの要望聴取や障がい者施設運営法人へのアンケート調査等を経て、新たな整備方針案をまとめたため報告する。

1 整備方針

板橋キャンパス跡地で整備する事業については、区民ニーズ、障がい者施設運営法人への調査結果を踏まえた意見・提案等を勘案し整備事業を決定する。

また、当初計画で整備を予定していた4事業（「共同生活援助」「短期入所」「児童発達支援」「相談支援」）については、優先的に整備するものとし、既存資源の活用や別の事業誘致等により早期実現が可能な事業については、板橋キャンパス跡地での整備に拘ることなく、別途整備を進めていく。

2 整備概要

(1) 板橋キャンパス跡地での整備

都用地活用による地域インフラ整備事業である「板橋キャンパス跡地活用プラン」に基づき、以下の事業についての整備を検討する。

① 共同生活援助事業

主に重度重複障がい者、重度知的障がい者を対象とする。

② 短期入所事業

医療的ケア、緊急時の受入れに対応した事業とする。

③ 生活介護事業

重症心身障がい者及び車椅子利用者の受入れに対応した事業とする。

④ 相談支援事業

障がい者本人や家族などの相談に応じ、必要な情報を提供したり、福祉サービスの利用支援を行うなどの一般的な相談支援事業とする。

※上記①の事業において、任意で強度行動障がい者を受入れた場合は、独自の加算算定を検討していく。

※上記①②の事業において、空床が生じている際は、体験利用の場として活用することを検討していく。

(2) 既存設備を活用した短期入所事業の整備

区立赤塚福祉園（赤塚ホーム）で実施している緊急一時保護事業の入所設備を一部活用し、早期に短期入所事業の開始に向けて取り組んでいく。本事業の開始により、区全体における実質的な受入れ枠の拡充を図る。

(3)事業誘致による児童発達支援事業の整備

当初計画で整備予定であった児童発達支援事業を、「板橋キャンパス跡地活用プラン」とは別の公募事業として整備を検討していく。本事業は、重症心身障がい児の受入れにも対応した事業として展開する。

(4)その他

区有地を活用した公募事業等の計画により、共同生活援助事業や短期入所事業の民間誘致を積極的に推進する。

3 整備予定

整備時期	整備事業名
令和5～6年度	短期入所事業（赤塚ホーム拡充）
令和6～7年度	児童発達支援事業（事業誘致）
令和7～8年度	共同生活援助事業（板橋キャンパス跡地活用）
〃	短期入所事業（板橋キャンパス跡地活用）
〃	生活介護事業（板橋キャンパス跡地活用）
〃	相談支援事業（板橋キャンパス跡地活用）

4 今後の予定

令和5年	5月	公募要項の策定
	7月	公募要項の公表
	8月	事業者説明会
	12月	プロポーザル審査
令和6年	3月	運営事業者の決定（東京都）